

議案第 4 号

朝来市適応指導教室条例制定について
朝来市適応指導教室条例を別紙のとおり定める。
令和 3 年 3 月 3 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

学校生活への適応が困難なため相当期間学校を欠席している児童又は生徒等の学校復帰を支援し、社会的自立に資することを目的として、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 11 条の規定に基づき、朝来市適応指導教室を設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市適応指導教室条例

(設置)

第1条 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第11条の規定に基づき、朝来市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、「不登校児童生徒」とは、市内に在住する児童生徒又は朝来市立小学校又は中学校に在籍する児童生徒で、学校生活への適応が困難なため、相当期間学校を欠席している又はその傾向が認められる児童又は生徒をいう。

(位置)

第3条 適応指導教室の位置は、朝来市和田山町東谷213番地13とする。

(業務)

第4条 適応指導教室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不登校児童生徒の教育相談及び適応指導に関すること。
- (2) 不登校児童生徒の学習活動計画及び学習援助に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(利用対象者)

第5条 適応指導教室を利用することができる者は、不登校児童生徒とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、疾病その他の理由により教育委員会が利用を不相当と認めるときは、利用することができない。

(休館日)

第6条 適応指導教室の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 日曜日及び土曜日

(開館時間)

第7条 適応指導教室の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第8条 適応指導教室を利用しようとする不登校児童生徒の保護者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用を許可した者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を一時停止することができる。

- (1) 不登校児童生徒に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条第2項の規定に該当したとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 感染症疾患を有し、他の利用者に感染するおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、適応指導教室の管理上支障があるとき。

(使用料)

第10条 適応指導教室の使用料は、無料とする。

(職員)

第11条 適応指導教室に室長その他必要な職員を置く。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、適応指導教室の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第9条の規定により利用の許可が取り消され、又は利用の一時停止を命じられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者の保護者は、利用者が故意又は過失により適応指導教室の施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失した場合において、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による利用の許可に係る手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 4 号資料

朝来市適応指導教室条例逐条解説

(設置)

第 1 条 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 11 条の規定に基づき、朝来市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）を設置する。

【解説】

適応指導教室の設置について規定するものです。

適応指導教室は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）第 11 条の規定に基づき設置します。

●義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律

(平成28年法律第105号) 抜粋

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「不登校児童生徒」とは、市内に在住する児童生徒又は朝来市立小学校又は中学校に在籍する児童生徒で、学校生活への適応が困難なため、相当期間学校を欠席している又はその傾向が認められる児童又は生徒をいう。

【解説】

この条例で使用する「不登校児童生徒」の定義を定めたものです。不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」とされています。また、「その傾向が認められる児童又は生徒」とは、各小・中学校において判断をすることとしています。

(位置)

第 3 条 適応指導教室の位置は、朝来市和田山町東谷 213 番地 13 とする。

【解説】

適応指導教室の位置について規定するものです。

(業務)

第 4 条 適応指導教室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 不登校児童生徒の教育相談及び適応指導に関すること。

- (2) 不登校児童生徒の学習活動計画及び学習援助に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、朝来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

【解説】

適応指導教室の業務を定めるものです。

適応指導教室では、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談、適応指導、学習活動計画及び学習援助などを行うことを規定しています。

また、各学校や行政機関との連携を取りながら、学校復帰や社会的自立を目指します。

（利用対象者）

第5条 適応指導教室を利用することができる者は、不登校児童生徒とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、疾病その他の理由により教育委員会が利用を不適当と認めるときは、利用することができない。

【解説】

適応指導教室を利用することができる対象者について規定するものです。利用対象者は朝来市内に在住する不登校児童生徒としています。

しかし、第2項で規定するように、疾病等にかかっている児童生徒は利用することができません。

（休館日）

第6条 適応指導教室の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 日曜日及び土曜日

【解説】

適応指導教室の休館日について規定するものです。年末年始、日曜日、土曜日、祝祭日以外は開館しています。

（開館時間）

第7条 適応指導教室の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

【解説】

適応指導教室の開館時間について規定するものです。午前9時から午後5時までを開館時間としています。

（利用の許可）

第8条 適応指導教室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受

けなければならない。

【解説】

適応指導教室を利用しようとする者は、教育委員会の許可が必要であることについて規定するものです。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用を許可した者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 不登校児童生徒に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条第2項の規定に該当したとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 感染症疾患を有し、他の利用者に感染するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適応指導教室の管理上支障があるとき。

【解説】

適応指導教室を利用している児童・生徒の利用の許可の取り消し等について規定するものです。

安定した学校生活を送ることができるようになった場合は、利用対象者として該当しなくなります。

第1号から第2号の規定は、許可の取り消し事由、第3号から第5号は利用の取り消し事由と一時停止事由の両方が考えられますが、その理由によって判断することとなります。

(使用料)

第10条 適応指導教室の使用料は、無料とする。

【解説】

適応指導教室の使用料について無料とすることを規定するものです。

(職員)

第11条 適応指導教室に室長その他必要な職員を置く。

【解説】

適応指導教室に室長及び指導員を配置することについて規定するものです。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、適応指導教室の利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第9条の規定により利用の許可が取り消され、又は利用の一時停止を命じられたときも、同様とする。

【解説】

適応指導教室の利用をしている児童、生徒は利用が終了したときは、施設内の片づけを行うものとするを規定するものです。

(損害賠償の義務)

第 13 条 利用者の保護者は、利用者が故意又は過失により適応指導教室の施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失した場合において、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

【解説】

適応指導教室における損害賠償の義務について規定するものです。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関する細目について規則委任することを規定するものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日について規定するものです。

(準備行為)

2 この条例による利用の許可に係る手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

【解説】

この条例の準備行為の特例について規定するものです。